2026 年 6 月 17 日

高圧一括受電サービス
ご契約のお客さまへ

株式会社リエネ

国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについて

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、弊社の高圧一括受電サービスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

2026 年 5 月 25 日、高市内閣総理大臣から、「国民の皆様の命と暮らし、経済活動に支障が生じないように、政府の取組を更に強化」する旨が掲げられ、使用量が多くなる 7〜9 月の電気・ガス代を支援することとされましたので、電気料金の値引きに関してご案内申し上げます。

なお、本事業による値引きに関してお客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みの必要はありません。

今後とも弊社サービスをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用範囲
 弊社の高圧一括受電サービスをご契約の全てのお客さまに適用いたします。
 （お客さまのお手続きは不要です。共用部、専有部いずれも適用いたします。）

2. 値引き期間 2026 年 8 月検針分（7 月使用分）〜2026 年 10 月検針分（9 月使用分）
 （毎月の電気料金の値引きを行います。）

3. 値引き方法、値引き単価

 ①値引き方法
 電気料金のご請求金額から「値引き単価×当月使用量」を値引きいたします。
 （※）「値引き単価」とは本事業で定められている以下②に記載の単価をいいます。

 ②値引き単価（税込み）
 住宅　　3.5 円/kWh（2026 年 9 月検針分は 4.5 円/kWh）
 共用部・店舗　1.8 円/kWh（2026 年 9 月検針分は 2.3 円/kWh）

 ③値引き例（税込み）
 住宅の値引き単価 3.5 円/kWh、当月使用量 400kWh の場合の値引き額は以下のとおりです。
 値引き額＝3.5 円/kWh×400kWh＝1,400 円
 （注）ご請求金額が 0 円を下回る場合においては、繰り越しや精算はございません。
 （注）定額電灯は使用量の計量が無いため固定の値引き額となります。

以上

[本件についてのお問い合わせ先]
国による電気・ガス料金負担軽減支援事業に関するお問い合わせ先
電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金事務局（経済産業省資源エネルギー庁管轄）
TEL：0120-013-305（平日 9:00〜18:00）
事務局公式サイト：https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

株式会社リエネ
［電力サービスお客さまセンター］
TEL：0120-958-876　※IP 電話からは 03-5418-1263（平日 9:00〜18:00）
当社は「電力サービスお客さまセンター」をアイピー・パワーシステムズ株式会社へ委託しています。